

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会

連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101

サポートねりま内

TEL 03-3994-2088

E-mail : [support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)HP : [www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

## 「シフト制は会社の自由裁量でない」と認められる シルバーハート訴訟、会社が控訴を取り下げ地裁判決が確定

シフト制での不当な勤務削減が争点となったシルバーハートの裁判は、8月10日に会社側が控訴を取り下げ、一審判決が確定しました。一審の東京地裁判決では「シフト制で勤務する労働者にとって、シフトの大幅な削減は収入の減少に直結し、労働者の不利益は著しいことから、合理的な理由なくシフトを大幅に削減した場合には、シフトの決定権限の濫用に当たり違法となり得る」として、稲本組合員の主張が一部認められ、自由裁量だと主張する会社に一定の歯止めをかけることができました。

稲本組合員は2014年1月に、介護職として一日8時間、週3日勤務する約束で入社。2016年春から勤務時間を削減されたため、稲本組合員は練馬地域ユニオンに加入し、同年10月から団体交渉を行いました。2017年2月に会社は一方的に団交を打ち切り、稲本組合員を児童デイサービスに不当配転し勤務時間を更に削減。2018年3月、会社はユニオンの街宣活動を止めるため、総労働時間を明示せず

「一日8時間、シフトによる」とのみ記した契約書を盾に、週24時間の勤務を提供するなどの債務はないとして、東京地裁に債務不存在確認訴訟を起こしました。稲本組合員とユニオンは削減された勤務の未払い賃金請求などの反訴で対抗し裁判を闘いました。

昨年11月の地裁判決では、会社の債務不存在確認請求は全て却下されました。稲本組合員の主張の多くは認められなかったものの、会社が2017年9月に月1日のみの勤務、10月には勤務ゼロに大幅に削減したことは、「シフト決定権限の濫用に当たる」として、未払い賃金の支払いを命じました。賃金振込手数料の控除については、会社の主張する労使協定は従業員代表の選出手続きが明らかでなく、代表とする人物も稲本組合員とは別の事業所の所属であり、稲本組合員の賃金振込手数料を控除することはできないとして返還を命じました。また、ユニオンの街宣活動について、会社が「利用者、従業員及び地域住民に危険が生じている」とした主張は認められず、ユニオンの街宣活動は保証されました。

練馬ユニオンは控訴審に入ってから4月以降毎月、シルバーハートの本社前で街宣活動を行ったのに加え、7月に和解協議が決裂した後は2日連続で社前での街宣活動を行って闘い続けました。稲本組合員と練馬ユニオンの諦めない姿勢が、自ら訴えた控訴の取り下げへと会社を追い込み、5年に及ぶ闘いは終結しました。

## シルバーハートとの闘いを終えて

稲本 雅之

5年にわたる長い闘いが終わりました。介護職として週24時間勤務の約束に反する勤務削減が主な争点でした。当初萩原純子社長は一方的に団交を打ち切り、詭弁強弁の達人である弁護士を雇って、悪質な嫌がらせで僕を児童デイに不当配転しました。如何なる説明も手続も悉く無視したでたらめな暴挙でした。会社が不当配転の理由を初めて口にしたのは、8ヶ月後に再開された団交においてです。その理由とは、僕の“非違行為”なるものを“注意指導”した結果の“介護職不適格”という、完璧な後付けの捏造でした。そのような事実は金輪際存在しないのです。平気で嘘をついて憚らない会社の神経には憤りを禁じ得ません。更にその後、萩原雄平副社長は、僕の平日勤務を入れるなどという趣旨の指示を出し、土曜日は出勤できない僕の勤務を完全にゼロにしました。その意図を団交で糾弾すると、弁護士は執拗に逃げて回答を拒否するばかりでした。僕は会社の悪を許したくない、同じ被害者を再び出したくないという一心で闘っていました。

あまつさえ、会社はユニオンの抗議行動の阻止を企て、理不尽な債務不存在確認訴訟を起こしました。私達は未払賃金請求などの反訴で対抗しました。和解協議でも萩原社長は労働者に金銭を払う気がありませんでした。判決では、会社の請求は全て却下されました。一方、契約書の文言を形式的に解釈するだけで、弁論主義に反して2年間の週24時間勤務の実績も評価せず、月17日から5日への勤務激減さえも違法としませんでした。そして会社の称する“注意指導”を根拠なく認め、あからさまな不当配転をも認めてしまいました。要するに不当だが違法ではないということです。また社長はシフトを入れる意思がない状況を私達が詳述したにも拘らず、判決文はそこに全く触れていませんでした。裁判は事実を明らかにするものではない、司法は弱者の味方ではないということ、この年になって知ることになってし

まいました。しかし流石に理由なく勤務をゼロにしたのは違法だとし、2ヶ月分の賃金支払いを会社に命じました。私達の一部勝訴と言えるでしょう。

判決は極めて不本意なものでしたが、長引く闘争を終わりにするため、私達は控訴を見送ることにしました。ところが会社は無謀にも控訴をしてみました。判決の賃金支払いより弁護士費用のほうが遥かにかかるにも拘らずです。会社は、理由なく勤務をゼロにしてもいいのだという暴論を述べるのみでした。私達は一審の事実誤認や会社の欺瞞に対して、精確な事実や新たな証拠を多数提出しました。それに対して会社は一言も反論することができませんでした。和解協議では私達の主張が裁判所に評価され、一審より高額な解決金が提案されましたが、会社はこれを拒否しました。そして会社は不利な判決を予想して、自ら負けを認めざるを得なくなり、控訴を取り下げたのです。急転直下で一審判決が確定することになりました。会社をそこまで追い詰めたのは、私達の努力が実を結んだということであり、私達の勝利で闘いを終えたと位置づけることができると思いません。

けれども、一審判決が参考になる事例として判例集に掲載されました。確定すれば判例となることに考えが及んでいませんでした。会社との関係だけならば私達が勝ったと言えるとしても、判例になると他の裁判に影響を与えてしまいます。不当な判決が労働者の不利に働くとしたら誠にやり切れない思いです。ただし判決文は、合理的理由がないシフト勤務の大幅削減はシフト決定権濫用で違法、ということだけは明示しています。会社の放埒を許さず、練馬ユニオンはこれからも労働者のために闘っていくでしょう。長い間本当にどうもありがとうございました。

# 練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ

☆労働相談：年次有給休暇を取得したが賃金明細では5.5時間分の支給額が明示されている。何故7.5時間分支給されないのか知りたい。

☆回答：有給休暇の賃金計算は通常の賃金で処理するのが一般的ですが、有給休暇の平均賃金計算方法は以下の方法によります。

パート、アルバイトの扱いの処理をされている可能性もあるのでご確認ください。計算方法については就業規則で確認してください。

☆有給休暇の平均賃金計算方法——パート・アルバイトが有給休暇を取得した日の賃金は

①平均賃金（直前3か月間における1日あたりの賃金）

②通常の賃金（所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金）

③標準報酬日額（健康保険法 ※労使協定が必要です。）

のいずれかの方法により計算します。（就業規則等の定めによります）

※アルバイト従業員など1日の労働時間が一定でない場合は①の方法、パート従業員など一定している場合は②の方法を

とることが多いようです。

■参考資料による（東京労働局 働き方のルール～労働基準法のあらまし～）

◎平均賃金は、次の金額を（①解雇予告手当、②休業手当、③年次有給休暇の賃金、④休業補償等の災害補償、⑤減給制裁の制限）を計算して決める時の基準となるものです。（労基法12条）

平均賃金により計算する場合は、次の(A)(B)を比較して高い方を取ります。

### 【原則】

#### 平均賃金の計算式

(A) 平均賃金額=

$$\frac{\text{直前3か月間の賃金の総額（総支給額）}}{\text{3か月間の総日数（暦日数）}}$$

### 【最低保障】

賃金が日給、時間給、出来高給で決められている場合は、次の金額を下回ってはいけない。

(B) 平均賃金額=

$$\frac{\text{直前3か月間の賃金の総額（総支給額）}}{\text{3か月間の実労働日数}} \times 0.6$$

## ろくろく運動のすすめ



○（オ） 脚は日々の積み重ね

皆さんは、自分の脚の形が気になった事はありませんか。左右の足首をつけて立った時に膝の間が指2本分空く事を○脚と呼び、生まれつきや怪我・病気などで骨格に原因がある「構造的○脚」の場合は改善が困難ですが、姿勢や筋肉などに原因がある「機能的○脚」は改善できる可能性があります。今回は、一般的な○脚の原因や予防・対処法を取り上げていきます。

機能的○脚は、長年の悪い癖や習慣などによる筋肉の偏りや、骨盤が正しい位置に無い事などが原因と考えられています。例としては、座るとつい脚を組んでしまう、片脚に体重をかけて立ち続ける動作などが挙げられます。

これらの影響で骨盤が後ろに傾いた状態（後傾）になると、股関節を外向きにねじる力が加わり、膝が外に開いた○脚になってしまいます。

○脚の予防や対処法としては、まず骨盤を前傾させて正しく座ることが第一歩となります。椅子に座った状態で後ろからお尻の下に手を入れて、座面と接している部分にある「座骨」を触ってみましょう。前傾していると後方から触れやすく、骨盤が後傾している猫背だと座骨が前方に移動して触りにくいことがわかります。

また、太ももの裏や腹筋、お尻の筋肉の柔軟性が低下していると骨盤後傾に繋がってしまうため、座り方を意識するのに加えて日頃からストレッチを習慣づけるのも大切です。

○脚の状態を放置すると見た目の問題だけでなく、膝の変形や痛みを起こす「変形性膝関節症」の原因となってしまう事もあります。○脚ではないという方でも、普段からアンバランスな体の使い方をしていないか見直すことをお勧めします。

特定非営利活動法人 ヘルスプランニング



<p>◇ ◇ ○ ○</p> <p>おぞましき人の心に住む鬼が税をむさぼり罪を認めず 諸権利を握り直しの総選挙我の手にある一票の価値 在宅で放置されたる友のもと花より酸素潮の香りも 曼殊沙華群れて燃え立つ秋彼岸炎の中に我も立ちたし</p>	<p>《シルバー歌壇》 ○ 大阿久芳胤・作 ◇ 齊藤明男・作</p>	<p>【川柳デモ】 9・6 防衛省前（乱鬼龍氏）</p> <p>◇ ポスト菅沖繩の声聞こえるか</p>	<p>* 野党ならもつと吠えろと喝入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>命綱誰に投げよかトリアージ</li> <li>防空壕掘って籠れと自助の国</li> <li>打つ手なくワクチン打てと急かすだけ</li> </ul> <p>＊ 野党ならもつと吠えろと喝入れる</p>	<p>練馬版</p> <p>おとしがき</p> <p>『すなぶきん』 (作：練馬ユニオン 齊藤明男)</p> <p>川柳自選拾遺集 ⑮</p>
---	------------------------------------	---	---	---



**全国一律の最低賃金 1500 円を目指そう！**



西武池袋線 練馬駅西口 りそな銀行前での宣伝、ビラ配布  
2021年9月21日 17時40分撮影